



平成 24 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 トランスコスモス株式会社
(登記社名：トランス・コスモス株式会社)
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 奥田 昌孝
(コード番号 9715 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 C F O 本田 仁志
TEL 03-4363-1111 (代表)

当社子会社による自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社子会社である株式会社 J ストリームは、本日開催の同社取締役会において、別紙のとおり自己株式の取得及び自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

「別紙」

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ
(平成 24 年 11 月 5 日公表 株式会社 J ストリーム)

平成 24 年 11 月 5 日

各位

会 社 名 株式会社 J ストリーム
本社所在地 東京都港区芝二丁目 5 番 6 号
代表者氏名 代表取締役会長兼社長 白 石 清
(コード番号: 4308 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 管理本部長 保 住 博 史
電話 03-5765-7744

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 5 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同様とします。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、かねてより、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題として位置づけ、企業価値向上に寄与する投資や、今後の成長戦略展開に向けた内部留保に考慮しつつ、資本効率の向上と株主の皆様への利益還元を図ること及び経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とすることを目的として、適宜、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。

かかる状況の下、平成 24 年 7 月頃、当社の第二位の主要株主である株式会社エヌ・ティ・ティ ビー・シー コミュニケーションズ（平成 24 年 11 月 5 日現在の保有株式数 20,652 株。発行済株式総数（140,287 株）に対する割合 14.72%（小数点以下第三位を四捨五入）。以下「NTTPC コミュニケーションズ」といいます。）より、その保有する当社普通株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。NTTPC コミュニケーションズは当社に対し、通信事業者としてネットワークを提供するとともに販売代理店として顧客の仲介等を行なっております。また、同社より当社取締役一名及び当社監査役一名を着任頂いております。

当社は、NTTPC コミュニケーションズからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の安定的な株主構成の維持の観点や財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討をいたしました。その結果、当社が同社保有株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与するもので、ひいては株主の皆様に対する利益還元に繋がること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総

合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致するものであり、当社の安定的な株主構成の維持に繋がるものと判断いたしました。

また、平成 24 年 9 月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現預金及び預け金）は約 17 億円であり、本公開買付けの買付資金として約 4 億円を充当した後も、十分な手元流動性が確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローは安定的に蓄積されるため、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと考えております。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際して、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を最大限尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定水準以上のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、平成 24 年 8 月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として 30%程度ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募について N T T P C コミュニケーションズに打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。そして、当社は、N T T P C コミュニケーションズより、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の内諾を得ております。

当社は以上の検討及び協議を経て、平成 24 年 11 月 5 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、21,000 株（発行済株式総数（140,287 株）に対する割合 14.97%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限として自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社取締役伊藤賢俊は、N T T P C コミュニケーションズの従業員を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加していません。また、当社監査役森下高志は、N T T P C コミュニケーションズの従業員を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する取締役会の審議には出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。N T T P C コミュニケーションズの従業員を兼務している当社取締役一名及び当社監査役一名との今後の人的関係については未定であります。

N T T P C コミュニケーションズは、平成 24 年 11 月 5 日現在、当社の第二位の主要株主であります。本公開買付けにかかる応募がなされた場合、当社の主要株主に該当しないこととなり、主要株主の異動が生じる予定です。なお、本公開買付け終了後におきましても、当社と N T T P C コミュニケーションズは、今後も通信事業者としてのネットワーク提供を行うとともに、販売代理店として顧客の仲介や継続的な情報交換等を通じて良好な関係を維持する予定です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、具体的な内容は未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	21,000 株（上限）	364,560,000 円（上限）

（注1）発行済株式総数 140,287 株

（注2）発行済株式総数に対する割合 14.97%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得する期間 平成 24 年 11 月 6 日（火曜日）から平成 24 年 12 月 28 日（金曜日）まで

- （2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

（1）日程等

①取 締 役 会 決 議	平成 24 年 11 月 5 日（月曜日）
②公開買付開始公告日	平成 24 年 11 月 6 日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）
③公開買付届出書提出日	平成 24 年 11 月 6 日（火曜日）
④買 付 け 等 の 期 間	平成 24 年 11 月 6 日（火曜日）から 平成 24 年 12 月 4 日（火曜日）まで（20 営業日）

- （2）買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 17,360 円

（3）買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 24 年 11 月 5 日の前営業日（同年 11 月 2 日）の当社普通株式の終値 24,800 円、同年 11 月 2 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 23,541 円（小数点以下を四捨五入）、及び同年 11 月 2 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 24,108 円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を最大限尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定水準以上のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考としつつ、当社普通株式の流動性や当社の直近の財務状況等を踏まえて検討することといたしました。

当社は、平成 24 年 8 月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として 30%程度ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募について N T T P C コミュニケーションズに

打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。そして、当社は、NTTPCコミュニケーションズより、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の内諾を得ております。

以上の結果、当社は、本公開買付価格について、平成24年11月2日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値24,800円に対して30.00%のディスカウント率を適用した17,360円とすることを、平成24年11月5日開催の取締役会において決定いたしました。

なお、本公開買付価格である17,360円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成24年11月5日の前営業日（同年11月2日）の当社普通株式の終値24,800円から30.00%、同年11月2日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値23,541円（小数点以下を四捨五入）から26.26%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年11月2日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値24,108円（小数点以下を四捨五入）から27.99%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。

②算定の経緯

当社は、かねてより、株主の皆様への利益還元を経営の重要な政策として位置づけ、企業価値向上に寄与する投資や、今後の成長戦略展開に向けた内部留保に考慮しつつ、資本効率の向上と株主の皆様への利益還元を図ること及び経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とすることを目的として、適宜、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。

かかる状況の下、平成24年7月頃、当社の第二位の主要株主であるNTTPCコミュニケーションズ（平成24年11月5日現在の保有株式数20,652株。発行済株式総数（140,287株）に対する割合14.72%（小数点以下第三位を四捨五入））より、その保有する当社普通株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の安定的な株主構成の維持の観点や財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討をいたしました。その結果、当社が同社保有株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与するもので、ひいては株主の皆様に対する利益還元につながることで、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益分配に関する基本方針に合致するものであり、当社の安定的な株主構成の維持につながるものと判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付価格の決定に際して、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を最大限尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定水準以上のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、平成24年8月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として30%程度ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてNTTPCコミュニケーションズに打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。そして、当社は、NTTPCコミュニケーションズより、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、

その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の内諾を得ております。

これを受け、当社の財務状況等及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえつつ、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響等を含めて協議及び検討した結果、平成 24 年 11 月 5 日開催の当社取締役会において、本公開買付け価格は、平成 24 年 11 月 2 日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値 24,800 円に対して 30.00%のディスカウント率を適用した 17,360 円とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	21,000 株	—	21,000 株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(21,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(21,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 発行済株式総数に対する割合 14.97% (小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金 385,560,000 円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成24年12月27日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ)個人株主の場合

①本公開買付け価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税が、みなし配当の額についてはみなし配当課税が適用されます。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額が所

得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます（ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。）。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます（住民税は特別徴収されません。）。

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額が所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20%を乗じた金額が所得税として源泉徴収されます。

②本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、本公開買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税が適用されます。

(ロ)法人株主の場合

本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、法人株主は、みなし配当の額に7%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記の方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社の第二位の主要株主であるNTTPCコミュニケーションズは、当社普通株式20,652株（発行済株式総数（140,287株）に対する割合14.72%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有しておりますが、同社からは、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有

する当社普通株式の全部を本公開買付けに対して応募する旨の内諾を得ております。

- ③ 当社は、平成 24 年 11 月 5 日に、東京証券取引所において「平成 25 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の連結損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成 25 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要
（平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日）

損益の状況

累計期間	平成25年 3 月期 (第16期第 2 四半期)
売上高	2,542 百万円
売上原価	1,608 百万円
販売費及び一般管理費	787 百万円
営業外収益	37 百万円
営業外費用	4 百万円
四半期純利益	125 百万円

1 株当たりの状況

累計期間	平成25年 3 月期 (第16期第 2 四半期)
1 株当たり四半期純利益	915.79 円
1 株当たり配当額	—
1 株当たり純資産額	19,774.95 円

（ご参考） 平成 24 年 11 月 5 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く） 136,985 株

自己株式数 3,302 株

以 上